

# 食品安全委員会第718回会合議事録

1. 日時 平成30年10月30日（火） 14：00～14：19

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・農薬取締法改正に伴う農薬登録保留基準の改正  
(環境省からの説明)

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「動物用ワクチンに添加剤として使用される成分」に関する審議結果について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、  
吉田（充）委員

(説明者)

環境省 小笠原農薬環境管理室長

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、  
吉岡評価第二課長、箆島情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、  
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

資料1-2 農薬取締法改正に伴う農薬登録保留基準の改正について

資料2 動物用ワクチンに添加剤として使用される成分に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第718回「食品安全委員会」を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、環境省から小笠原農薬環境管理室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第718回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は3点でございます。

資料1-1が「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）」、資料1-2が「農薬取締法改正に伴う農薬登録保留基準の改正について」、資料2が「動物用ワクチンに添加剤として使用される成分に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、以上3点でございます。

不足の資料等、ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
--

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」であります。

資料1-1にありますとおり、環境大臣から10月19日付で農薬取締法改正に伴う農薬登録保留基準の改正について照会がありました。

それでは、環境省の小笠原農薬環境管理室長から説明をお願いいたします。

○小笠原農薬環境管理室長 環境省でございます。よろしく申し上げます。

資料1-1をお願いいたします。今回、食品安全基本法第24条第1項第2号の規定に基づきまして、農薬取締法により、環境大臣が定めます基準の改正について御意見を伺うため、本件の内容につきまして御説明をさせていただきます。

この中で、農薬取締法、そして農薬登録保留基準について、その概要について先に御説明をさせていただきます。1枚紙で両面の参考という資料がありますので、お手元に御用意ください。資料1-2の最後に付いてございます。

まず初めに、農薬登録保留基準についてでございますけれども、農薬は、農薬取締法第3条に基づきまして、農林水産大臣の登録を受けたものでなければ製造・販売・使用等ができないと定められております。

農林水産省におきましては、以下の項目、幾つかございますけれども、それらにつきまして検査の上、農薬としての登録を行っております。この中で四、五、六、七の4つにつきましては、環境省の告示によりまして基準を設定しているところでございます。この基準につきましては、農薬登録保留基準と呼んでいるところでございます。

次に裏側の表を御覧いただけますか。こちらに4つ、環境大臣が定めております農薬登録保留基準がございます。作物残留、土壌残留、水産動植物の被害防止、水質汚濁の4つでございますけれども、一番上の作物残留といいますのは、農作物及び飼料用農作物を供した家畜から生産される畜産物、それらの農薬の残留量が、食品衛生法に定められた残留農薬基準に適合しない場合等となっております。これに該当する場合は、人畜への被害が生じるおそれがあるということで、登録が保留されるという仕組みでございます。

今回、農薬登録保留基準につきましては、農薬取締法が本年6月の国会で改正されたので、それに伴いまして、こちらの農薬登録保留基準も変更するものでございます。

資料1-2を御覧ください。初めに、趣旨にございますけれども、農薬取締法の一部を改正する法律が本年6月15日に交付されております。この農薬取締法の中の第3条第1項第4号から第7号までが改正されました。これによりまして、現行の基準につきましても技術的な改正が必要となったところでございます。

めくっていただきまして、2ページ目に、法律につきまして、農薬取締法の改正の内容がございます。棒線が引かれてあるところが今回の法改正になりますけれども、下段が改正前、上段が改正後でございます。今回の登録基準に関するところといたしましては、現行の第3条、これが新たに第4条になっておりますけれども、ここが変わっております。下段の第3条を見ていただきますと、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を保留して指示することができるという規定でございましたが、改正後、上段を御覧いただきま

すと、それを認めるときは、登録を拒否しなければならないということで、より強くなっているところでございます。これに伴いまして、次の各号の内容がより明確に規定されることになっております。

法律の下段の第4号を見ていただきますと、少し読み上げますと「当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」という規定が、上段に行きますと「当該農薬の成分」と、ここで成分という言葉が出てきておりまして、「当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき」となっております。

これまでは当該農薬の残留性の程度というところではございましたけれども、その改正後におきましては、当該農薬の成分、その成分につきましても化学的に変化して生成したのも含んだ上での残留の程度から判断するとなっております。

また、現在は人畜に被害を生ずるおそれがあるときとなっておりますが、こちらにつきましては、人が直接食べる農作物または当該農作物を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれということで、いずれにいたしましても、人への被害に着目するように規定が明確化されているところでございます。

ほか、今回の改正につきましては、1ページ目に戻っていただきまして、法律上の用語の改正の部分、それから大きな2つ目といたしましては、法律の条番号が移動しておりますので、それに合わせた整理、さらには一部用語の改正が行われているところでございます。

具体的な告示の改正の中身につきましては、3ページ目の別紙2を御覧ください。現行におきましては、第1号のところでございますが、第3条第1項第4号について、このページでイとなっておりますが、イといいますのは、人が直接食べます農作物を指しております。この中で、当該農薬を使用した場合に、汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等が食品衛生法に適合しないものとなることというのが現行の規定でございます。

これが改正案になりますと、上段になりますと、当該農薬の成分である物質、これが残留する農薬であつて、当該農作物等またはその加工品の飲食品が食品衛生法に適合しないものとなることということで、法律の改正を受けまして、このように告示の内容も変更しているところでございます。

また、7ページ目などになりますと、下段に現在は「あつて」という表現になっておりますけれども、こちらが上段を見ていただきますと「あつて」ということで、現在使われている用語が変わっているところでございます。

今回の改正は、以上のように技術的な変更でございまして、これらの中身につきまして御審議いただきたいと思ひます。

もう一度、最初のページに戻っていただきまして、3の今後の予定でございます。今回、

こちらの農薬登録保留基準を改正しましたら、施行の時期でございますけれども、改正法の施行が交付から6月以内と定められておりますので、6月15日に法律が公布されておりますので、この12月中に、こちらの告示につきましても施行したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見あるいは御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

ただ今環境省から御説明のあった照会案件については、農薬登録保留基準の規定に係る用語の変更及び農薬取締法の改正に伴う条番号の変更という形式的な改正であることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると考えられますが、そういう考え方でよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

小笠原室長、ありがとうございます。

○小笠原農薬環境管理室長 ありがとうございます。

## (2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件については、農林水産省から動物用ワクチンに添加剤として使用される成分について評価要請があり、個々の成分について食品健康影響評価を行ったものであります。

今般、本件について専門調査会における審議結果が提出されております。

それでは、担当の吉田緑委員から説明をお願いいたします。

○吉田（緑）委員 分かりました。

それでは、お手元に資料2を御用意ください。動物用ワクチンに添加剤として使用される成分の食品健康影響評価につきましては、動物用医薬品専門調査会で成分ごとに審議が行われております。

本年8月、農林水産省から評価要請がありました6成分、資料2の1ページの後半に書

かれた6成分でございますけれども、それについての審議が終わりましたので、評価結果を御報告いたします。

なお、評価に当たっては、食品添加物公定書、JECFA評価書等を参考にいたしました。

資料2を1枚めくっていただいて、別紙と右上に書いてあるものです。動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価の考え方にに基づき評価を行いました。これらは資料の1枚目の記でございますように、いずれも動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいては、人への健康影響は無視できる程度と結論しております。

また、大変申し訳ないのですが、資料2の記の6成分のうち、3.の成分でございますけれども、1字、誤字がございましたので、訂正をお願いいたします。現在では「モノホスホリルピッドA」となっていますが、これは「モノホスホリルリピッドA」なので、「リ」を加えていただければと思います。

御説明は以上となります。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

モノホスホリルリピッドですね。分かりました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、これらの6成分については、資料2の動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

さらに、ただ今の結論をもとに考えますと、本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取り扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 それでは、事務局は手続をお願いいたします。

(3) その他
---------

○佐藤委員長 他に議事はありますか。

○矢田総務課長　ございません。

○佐藤委員長　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　次回の委員会会合は、来週11月6日火曜日14時から開催を予定しております。

　また、1日木曜日14時から「プリオン専門調査会」が公開で、2日金曜日14時から「肥料・飼料等専門調査会」が非公開で、来週5日月曜日10時から「かび毒・自然毒等専門調査会」が公開で、同じく5日14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

　以上をもちまして、第718回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　どうもありがとうございました。